

審議会意見集

1 前文

解説(再掲)

越谷市の特性は豊かな水と緑の自然や農地に代表される快適な環境と日光街道沿いに発展した特色ある歴史・文化性にあるといえます。こうした地域特性を活かしながら、さらに人間性を尊重し、安全・安心で住みやすく、文化性の高い都市を目指して、市民との協働でまちづくりを進めることが審議会での意見の中心となっています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感	
自然環境・景観	越谷の水と緑の自然や街並み景観を100年後に残したい、もっと自然を豊かにしたい	1	越谷市の特性を表現するとともに、将来のまちの姿としても表現する工夫が必要。自然的特性、歴史文化的特性を活かし、環境にやさしく、文化性豊かなまちのイメージが志向されている。	
	自然を保護し、未来を考えてみんなで作るまち	1		
	水と緑と太陽に恵まれた田園都市・美しい自然を保つことを市民と行政が不断に希求する	2		
	首都圏にありながら水・緑・農地が豊かなまち	2		
	水と緑と太陽「恵み豊かな水郷越谷」	3		
	しらこぼとに代表される自然、愛着と誇りあるふるさと	3		
歴史・文化性	文化作品のあふれるまち	1		
	市民が共に文化を創っていけるまち	1		
	文化・芸術が発展するまち、文化都市	1		
	歴史的経緯を含めた越谷らしさ、遺産を継承し伝える	1・3		
	奥羽・日光街道の宿場町としての特性や豊かな特産物がある	3		
安心・安全	安心して住めるまち、住み続けたいと思うまちにしたい	1		表現は多様であるが、災害、犯罪、環境変化から市民を守り、福祉を充実することで、市民の生命・財産、幸福を守る決意が求められている。
	災害による犠牲者を1人も出さないまちにしたい	1		
	誰もが安心して安全に暮らせるまちにしたい	1		
	市民を全力で守る決意を示したい	1		
	安心と平和を願うまちづくりをすすめたい	1		
	安全安心(防犯・災害)のまちづくり	2		
	限りなき安心(福祉、環境等も含めて)の追求	2		
	安全安心(防犯・災害)	2		
	限りなき安心(福祉、環境等も含めて)	2		
	健康・安全・安心都市	2		
	生命、財産の保護	3		
	天変地異などの災害への備え	3		
	安全安心の自立都市への取り組み	3		
人権・人間性の尊重	市民一人ひとりの人権を尊重する(人間(ヒューマン)都市)	1・2・3	人間性、人権を尊重することがまちづくりの基本であることが示されている。	
	憲法に基づき基本的人権を守る	2		
	男女平等の実現、男女共同参画社会づくりを一層推進する	2		
	性別にかかわらず個々の人権が守られることが重要	2		
	社会的に弱い立場にある人への配慮	3		
	全ての市民の人権の尊重	3		

市民の主体性・住民自治	協働、共創、共助のまちづくり	1	表現は多様だが、総じて市民と行政の協働のまちづくり、市民の主体性の必要性、住民自治の重要性を認識することが重要であることが示されている。
	市民が力を合わせて共に助け合って安心して心豊かにくらすまち	1	
	市民主体のまちづくり	1・3	
	越谷市民による、越谷市民のためのまちづくりを、この条例が規定する	1	
	市民が権利主体であるという文言。例えば、住民が主人公であるまち	1	
	自ら考え、話し合えるまちづくり	1	
	市民が自治に参加し協働できる社会を実現する	1	
	住民自治 地方分権を進める	1	
	参加と協働によるまちづくり(市民と行政)	2	
	旧来の自治会活動と新しい市民活動団体の共存	2	
	自治する市民の輪を広げよう	2	
	自然資源・人的資源を「自治力」で活かし、真に豊かなまちを	2	
	市民は、いつまでも住み続けたいまちづくりに自主的に参加する	2	
	共に協働・連携し、創造する協働・共創都市	2	
地域で決めて実施し責任を持つ	3		
都市の自立性	市単独でも自給自足が出来るまちづくりの方向性	1	都市の自立・自律性、国や県との対等性など、越谷市の自立性が求められている。
	市民が決めたことを県や国に指図されない。県や国によって変化しない	1	
	自主・自立・自律都市	2	
	国、県、市は対等であるとの意識	3	
多様性と連帯感	となりの人の顔が見えるまち、市民が話せるまち	1	新旧住民などの都市の多様性を認め合い、融合、調和することにより、新たな連帯感、まちづくりの力、市民力が向上することが議論されている。
	入りやすい社会、受け入れやすい社会	1	
	まちの中に自分が受け入れられている、必要とされているという実感	1	
	自由主義 社会秩序(適正な負担)	2	
	年代層・階層、対立から融和へ	2	
	新旧住民の交流	2	
	多様性の尊重(多様な職業・出身地・世代・価値観・文化等)	2	
新旧住民の交流・調和など価値観の多様化を認め合う	2・3		
若者・子育て	子育てしたくなるまち、子どもを産みたくなるまち	1	年齢構造の若さを背景に、若者のまち、子育てしやすいまち、まちの明るさなどが求められている。
	子供の声の聞こえる町 明るい町	1	
	若者がいきいき表現活動していけるまち、夢ももてるまち	1	
	子どもが自由に遊べるまち	1	
教育・文化・人づくり	思いやりのあるまち、「心」豊かなまちにしたい	1	若いまちという背景から、教育・文化・スポーツ都市としての将来像が求められている。また、「思いやり、心、ボランティア精神、生命の尊厳」など、心の教育や食育など越谷らしい市民教育の必要性も議論されている。
	教育・文化・スポーツ都市、学びをとおしてのふれあい・コミュニティの形成	2	
	文化・芸術の豊かな文化都市	2	
	ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまち創りに努める	2	
	伝統文化の継承	2	
	市民教育	2	
	食育の充実	2	
	豊かな人間性や社会性や国際性	3	
	行政による関与の制限(教育行政の自立性確保?)	3	
	生命の尊厳を学びあう社会	3	
	ボランティア精神の涵養	3	
	豊かな文化と芸術のまちづくり	3	
	文化都市宣言を尊重する	3	

居住性	住みよいまち	1	<p>住みやすさや環境問題への取り組み、地域産業の活性化、高齢者福祉の充実、都市・生活基盤の整備、財政問題など、越谷市が抱えるさまざまなまちづくりの課題が議論されている。</p> <p>すべてを取り上げることは難しいが、まちづくりの未来志向を明確に打ち出し、多くの課題を乗り越えるという姿勢を明らかにすることは重要。</p> <p>なお、平和、地球環境問題については、時代背景から特筆すべき。また、情報共有については、自治の基本原則などでふれ、前文では協働や住民自治を前面に出した方が良い。</p>
	力を合わせて全国一暮らしやすいまちの快適な環境を守る	3	
環境問題	自然保護(森林、公園)、良い住環境提供	3	
	エコロジー対策に積極的に取り組む	3	
産業	自然と近代化の調和をとる	3	
	地域の産業を育成し、豊かで調和のとれた都市	2	
	地産地消を進め、市民の健康を守る	2	
高齢者	農地を活用したまちづくり(市民農園と自給率UP)	3	
	高齢者が安心して暮せるまち	1	
都市・生活基盤	熟年者が生き甲斐を感じるまち	1	
	都市計画の推進	2	
情報共有	生活環境の整備	2	
	情報の共有(知る権利・知らせる義務)	2	
	情報公開を原則とし、そのあり方はきめ細かく対応する	2	
平和	開かれた都市経営	2	
	生活の基盤である平和を守ることに心配り、世界平和に寄与する	2	
財政	平和都市宣言の尊重	3	
	子や孫の負担の軽減	3	
未来志向	公正な財政支援	3	
	20年、50年 住み続けたいまち	1	
	子どもたち(未来にわたる市民、未来の越谷人)に向けてのメッセージ	1	
	サステナブルな(持続可能性の高い)都市	1	
	未来に希望がもてるまち	1	
その他	しっかりとした社会基盤、適切かつ強力な自治力をもった持続可能性・発展可能性の高い活力都市	2	
	21世紀の民主主義	1	
	権利と責務の自覚	3	
	関連機関の連携によるまちづくりの実現	3	
			言葉の定義が不明確なため削除検討。
			各論で記述すべき。
			各論で記述すべき。

2 総則 - 目的

解説(再掲)

条例制定の目的、果たすべき役割について、前文の内容を受けて明らかにし、誰が、何のために、どのようにまちづくりを進めるのかを明確化することを目指しており、審議会では、市民と市行政が協働すること、市民一人ひとりの取り組みが必要であることを中心に議論が進められ、市民福祉の向上や環境との共生などを実現する社会を目指すことを重視しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
自治の主体	市民みんなの越谷であり、共に考えていくことが必要	1	市民主権、市民の主体性が前提となり、行政・議会といった主体と協働することが明確となっている。
	市民と行政及び議会との協働によるまちづくり	1	
	同じ越谷市の一員であるという自覚	1	
	越谷市を住み良くするのも住みにくくするのも市民一人ひとりの意識と行動による	1	
	市民は市政の主権者であり、より良い市政をになう主体である	1	
	市民主体の自立都市	2	
	自治の主権は市民	2	
	主権者である市民の信託に基づく市政 参加と協働を基本とし、安心と安全と福祉を求める	2	
	自治のまちを目指すために「まちは、社会は変えられる」という共通認識をもつ	2	
	市長・議員及び行政には、憲法を守り自治を発展させることが求められる	2	
条例の目指すもの	市民の果たすべき役割を定める条例	1	協働のまちづくり、自治の進展、市民の権利や責務、各種のまちづくりの主体の役割を明確にすること、などが条例の目的として示されている。
	自治の基本理念を明らかにし、市民の参加協働を促進することによって活力ある地域社会を実現するための条例	1	
	自治を進展させる条例	1	
	開けた越谷にするための条例	1	
	住民として住み続けたいまちをつくるための条例	1	
	行政の役割や市民団体の役割を明らかにする条例	1	
	協働のまちづくりを進めるための条例	1	
	協働して未来をつくる努力を各自が積極的に行えるようにする条例	1	
	市民の参加・参画の拡大のため条例	1	
	市民と行政がそれぞれの活動においてより良い越谷市をつくるための条例	1	
	市民の権利と責務を明らかにする条例	1	
	情報の共有と提供を進めるための条例	1	
	団体の自立、個人の自立を進めるための条例	1	
	越谷市民の越谷市民による越谷市民のための条例	1	
	自立した地域社会を実現するための条例	1	
	自治体の自治・分権を確立する条例	2	
	憲法に基づく、平和・福祉・教育・民主主義の発展を求める条例	2	
	理念は高く、基本方針はきめ細かく	2	
	憲法を基本条例の土台とする	2	
	市民、議会、行政がそれぞれの立場を尊重し、相互に補いあい、協力して住みよい越谷を実現するための条例	3	
開かれた行政運営の推進	3		

目指すべき 社会のありよう	思いやりのある心を育てる社会、助け合いの社会、福祉のゆき届いた社会を目指す	1	市民福祉の向上、環境との共生といった事項を中心として目指すべき社会のありようが示されている。前文との記述の調整が必要。
	世界に通ずる市民福祉の実現	1	
	地域で子育てしやすい環境づくり	1	
	1人1人が安心して暮せる社会	1	
	市民の声が聞こえるまち	1	
	自己決定権の尊重されるまち	1	
	限られた資源 地球丸の一員として	1	
	環境と共生する社会	1	
	宇宙の生活を考えたまちづくり	1	
	地球の安全を考えた生活を皆でつくる	1	
	企業の成長を助けるまち	1	
	生きる意味の感じられる地域社会の形成	1	
	田園と近代都市の融合	3	
	環境先進都市を目指す	3	
	自然保護の為に開発行為を制限する	3	
	健康で安全安心な生活を守り、災害に強い都市	3	
	治安が良いまち	3	
	学校、家庭、地域社会、関係機関の連携するまち	3	
	交流による活気ある日常のあるまち	3	
	文化芸術活動を振興するまち	3	
人材の育成、市民意識を啓発するまち	3		

3 総則 - 最高規範性

解説（再掲）

この条例が、市の条例の最高規範であること、自治を進める基盤であることについて議論しているほか、宣誓義務について検討しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
規範性	市の最高規範である	1・2
	他条例への拘束性を明記する	3
	自治基本条例の尊重義務を明記する	3
自治の基盤	越谷市の自治の基盤となるものである	1
宣誓義務	議会、行政に関わる者の宣誓義務を付す	3

コンサル所感
最高規範性を明確に表現することが必要。

4 総則 - 定義

解説（再掲）

「市民」の定義について、越谷市に住民票を置く人だけでなく、外国人登録している人、一定の期間越谷市に生活している人（登録にかかわらず）、通勤・通学者、市内の法人・団体などすべてをその範疇に含めることを議論しています。今後、「住民」についての定義の議論をさらに進めますが、「準市民」という新たな枠を定義してはどうかという意見もあります。このほか、「協働」について、市民・行政・議会の対等な関係でまちづくりを考え実行することを議論しています。このほか、「コミュニティ」など、条例で多く使用される言葉の定義についても今後の議論の対象となります。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
市民の定義	越谷市で生活する人	1
	越谷市に住民登録している人	1
	市内に立地する事業所や学校等に通勤・通学する人	1
	外国人登録している外国籍の人	1
	一定期間生活している日本人・外国人（登録にかかわらず）	1
	市内に立地する法人	1
	市民と準市民の設定を検討する必要がある	3
協働の定義	協働とは、市民と行政、議会が、対等の立場で意見を述べ、互いに力をあわせてまちづくりを進めることである	1

コンサル所感
「市民」「住民」「コミュニティ」などの主体について、明確にする必要がある。 また、「協働」についての定義の確認が必要。 このほか、「準市民」「市民等」といった言葉を定義して使用するかも議論が必要。

5 自治の基本原則 - 参加及び協働の原則

解説 (再掲)

自治の基本原則として、市民参加及び協働を進めるため、男女共同参画を含め、計画立案～実施段階などの各段階における市民参加を保障するとともに、市民・行政・議会のまちづくりの協働を進めるための条件整備や仕組みをつくることの必要性を議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
市民参加の保障	総合振興計画等計画策定への参画・提言の保障	1	市民が市政参加するためにまず、その保障を本条例でしっかり明記することが重要。ただ、審議会の公募枠等の細かい設定は難しい。このほか、男女共同参画についても明記することが望ましい。
	審議会等の選定基準、市民参加機会の公平化	1	
	条例制定への市民参加	1	
	審議会公募委員枠の増員(半数)	1	
	男女・年齢の区別なく、審議会等に参画しやすい条件の整備	1	
	企画～計画立案～事業実施等、全ての段階への市民参加	1	
	市民の活動を行政に発信する場の保障	1	
	市民の参加・参画の機会の保障、参画システムづくり	1	
	市民による政策提案制度を確立する	1	
	市民の参画意識の向上	1	
	市民の参加の保障	3	
	男女共同参画社会の実現	3	
協働の仕組みづくり	あらゆる団体への公平な援助	1	市民と行政、市民と議会などを想定して、協働のまちづくりを進めるための基本的なあり方や仕組みについて明確化することが必要。どのような形であれ、市民はまちづくりに参加・参画していることを前提として考えることが重要であり、市民はそこに住む限り、まちづくりに無関係ではいられないことを認識することも重要。
	協働のルールづくり	1	
	市民参加(参画)条例の制定	1	
	地域の行事に参加したり、意見を発表する	1	
	市民や企業が自ら有する力・知恵・技術・資金を出し合って、まちづくりに参画する	1	
	協働の名で無理に市民をしばらないことも必要	1	
	地域に目を向け情報を交換することが大切	1	
	市民による創意工夫の議論を呼ぶための資料の整備	2	
	市民、議会、行政による自治の推進	3	
	議会の報告を受ける権利の具体化	1	
	紹介議員がいなくても請願できる仕組みを作る	1	
	市民と行政・議会との協働・共助	2	
	市民・行政・議会が協働・共助して解決力を発揮する	2	
自治体活動に参加意欲の活性化を図る	2		

6 自治の基本原則 - 情報共有の原則

解説(再掲)

自治の基本原則として、市民をはじめとする各主体間で情報を共有することの重要性を認識しています。そのために、まず、多くの情報を持つ行政や議会が情報を公開すること、そして、市民の知る権利に基づいて情報のバリアフリー化、情報格差の解消に努め、わかりやすい情報提供に努めること、さらに、市民間で情報交流するための環境づくりに取り組むことなどを議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
情報公開	情報公開の時期の公平化(速やかに、適切に)	1	行政、議会等の情報公開の義務、その迅速性や正確性等の質の確保について明記することが必要。
	市民の意見の公開が必要	1	
	市政情報の公開・共有が必要	1	
	行政、議会、関連団体には情報を公開する義務がある	3	
わかりやすさと情報格差・バリアの除去	企画段階からの情報の提供が必要	1	協働の担い手としての市民の知る権利の尊重、その具体化としての情報提供のバリアフリー化、格差の解消、わかりやすさなどへの配慮について明記することが必要。 あまり細かいことまで記述せず、基本原則を明記することが重要。
	市民と行政とのギャップのない公開情報が必要	1	
	情報の発信は分かりやすく丁寧に	1	
	わかりやすい生きた情報の提供が必要	1	
	高齢者や障害者が安心・安全に生活できる情報の提供が必要	1	
	情報のバリアフリーと情報共有の実現	1	
	年齢・性別に関係なく情報を共有できるようにすべき	1	
	全ての市民へ情報が行き渡るように、平等・公平に	1	
	新聞をとっていない人にも伝わる方法が必要	1	
	障がい者、高齢者に情報が行き渡るようにするべき	1	
	市民の情報格差をなくすべき	1	
	情報を選択しやすい環境づくり	1	
個人情報保護法の矛盾への配慮(保護と活用のバランス)	1		
市民間情報交流	市民、議会、行政の情報共有	3	市民間の情報共有・交流の重要性を認識するとともに、環境整備についてどの程度の関与を想定するか議論が必要。
	市民の知る権利の尊重	3	
	市民同士の情報交換、情報共有も大事、場づくりも必要	1	
	市民からの情報発信を広く受けられる場所を設ける	1	
	情報発信、交流の場の保障	1	
	市民活動や文化活動を知る、知らしめるための情報の相互交換が必要	1	
わかりやすい市民生活の情報の共有	1		
市民全般に広く、早く知らせるためにあらゆる手段を考えるべ	1		

7 自治の基本原則 - 法令の自主解釈

解説（再掲）

国や県との対等な立場から、国の法令や県の条例に対して、市民福祉の向上や都市発展等の視点から市としての自主的な解釈を行い、規制面では「より厳しく」、給付面では「より厚く」といった条例を制定することができるという考え方を支持しています。また、より市民に近い「現場」を預かる行政としての、「現実的」「効果的」な運用解釈が必要であることなどを議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
法令の自主解釈	国と市は対等であり、国が定めた法令でも市が自主的に解釈できる 規制「上のせ条例」 給付「上づみ条例」 事務執行上の運用解釈	1
	法令の自主的解釈と運用について明確にする	3

コンサル所感
国・県の法令、条例に対する市としての解釈を行い、運用していくことの重要性について、事例を想定した議論をもう少し深めることが必要。

8 自治の基本原則 - 財政自治の原則

解説（再掲）

財政的な地方分権を推し進めるうえで、国・県に縛られない、市独自の財政運営を実現することが必要であり、国・県に頼らない財源の確保やその用途について自立性をもって運用することの重要性について議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
財政自治の原則	国・県のひも付き（用途が指定・限定された）財源が減少しており、今後も減少が予想されることから、市が独自に使い方を考える能力を持たないといけない 市は自らの権限と責任で財源を確保し、真に必要とされる行政サービスを自主的かつ効率的に実施する 市民のニーズに対応したムダのない行財政運営を遂行し、活力ある社会を実現する	1
	財源を確保し、自ら用途を決定することができる	3

コンサル所感
地方財政をめぐる大きな環境変化が今後も考えられる中で、厳しいながらも自主性を確保し、財政面での自治を進める決意について明らかにする必要がある、財源委譲についても、もう少し議論を深めておきたい。

9 自治の基本原則 - 対等及び協力の原則

解説（再掲）

地方分権一括法によって、市と国・県との対等性が確保され、機関委任事務（市が国・県の業務を下請機関的に肩代わりすること）が廃止されたことを受けて、市は国・県と対等な立場で協議を行い、協力し合うことについて、自治基本条例でもしっかり明記していくべきということを議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
対等及び協力の原則	機関委任事務の廃止など、地方分権の進展によって国・県と市は対等の関係となった 市は国・県と対等の立場で協力し合う 近隣の市町村との協力も重要	1
	国、県、他自治体との連携協力	3

コンサル所感
建前は対等でも実質的に下請業務的に継続している事務があるか、単に業務の押しつけ、国の負担軽減となり、自治の拡大とはいえないものがあるのかなど議論をもう少し深めることも必要。

10 市民 - 市民の権利

解説（再掲）

市民の権利として、まず、行政（まちづくり）に参画する権利、そしてそのために情報を得たり、発信したりする権利、さらに、各種の行政サービスを受けながら安心して、自分らしく生きる権利があるという議論が行われています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
行政（まちづくり）に参画する権利	市民はまちづくりに参画する権利がある	1
	市民が直接市政に提言できる権利	1
	市民が議会に提案する権利	1
	公募委員を増やす、行政に意見を述べる権利	1
	行政と協働して、まちづくりの発展に必要な組織・団体をつくる権利	1
情報を受・発信する権利	市行政の情報を知る権利	1
	情報公開を求める権利	1
	情報にアクセスし利用する権利	1
	ホームページ上に情報公開	1
	情報を自由に発信できる権利	1
各種のサービスを受けながら安心して自分らしく生きる権利	行政のサービスを公平に受ける	1
	自然の恩恵を受ける	1
	教育を受ける	1
	平和に安心して暮らす	1
	災害時や緊急時に適切なサービスを受ける	1
	公平な福祉サービスを受ける	1
	自分の生活を自ら決める権利	1

コンサル所感
住民自治の基本としてまちづくりへの参画権利を明記することは重要。 細かい、具体的な表現は避けた方が良いのではないかと。
まちづくりに参画するためにも情報の共有は必要不可欠といえる。
行政サービスを受けながら、安全に、安心して、その人らしい暮らしを実現することは市民の「幸福」の基本といえる。

11 市民 - 市民の責務

解説 (再掲)

市民は前項の権利を有するとともに、その権利を維持・確保するためにも、法令の遵守や人権の尊重、そしてまちづくりへの参画と共助への責務を有するとともに、情報提供や環境保全の責務を負うものとする議論が行われています。さらに、サービスに対する負担やまちづくりへの負担などについても明記すべきという議論があります。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
人権の尊重と法令順守の責務	法律を守る責務	1	人権の尊重はわが国の憲法を遵守するものであり、法令順守の基本といえる。
	条例で決めたことを守る責務	1	
	偏見をもたない	1	
	外国人の在住を受け入れる	1	
参画・共助の責務	行政と協働しての自治を育てる責務	1	市民の権利でもあるまちづくりへの参画の責務について再確認が必要。
	市民はまちづくりに参画する責務がある	1	
	主体的、積極的に自治にとりくむ責務	1	
	自らの発言、行動に責任を持つ	1	
	地域で互いに助け合って暮らす責務	1	
情報提供の責務	情報を提供する	1	まちづくりに関する情報共有の必要性の確認。
	先導者(リーダー)には必要な情報を知らせる義務がある	1	
環境を守る責務	環境の保護・保全及び改善に努める責務	1	環境問題への全市民的な取り組みを進める上で重要。
	自然を育て守る責務	1	
	ゴミを捨てない	1	
負担の責務	行政サービスに伴う負担を分任する責務	1	皆で負担しようという原則は重要。
	市政の適切な運用のための費用の負担	1	
その他	温故知新(昔の良いものを活かし、新しい良いものを取り入れる)	1	責務というよりも市民の心得的なものか? 前文で使えるか要検討。

12 市民 - 子ども

解説 (再掲)

未来の越谷市を支える子どもについては、その定義を明らかにするほか、健やかな成長などの権利を有するものとして位置づけられ、そのためのまちづくりの目標や市民・地域の役割、行政の役割を議論しています。多様な意見がありますが、基本は地域で子どもを守り、育てることが基本となっています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
定義	子どもとは市内で生活する18歳未満の市民をいう	1	「市民」の定義に準じると、通学者も含めるということを確認し、権利については「市民」との重複は避け、わかりやすくすることが必要。
権利	文化・芸術を自由に選び参加出来る権利	1	
	健やかな成長が守られる権利	1	
	教育を楽しく安全に受けられる権利	1	
	これまで以上に子どもを権利主体と見る視点から条文化すべき(子どもたちが21世紀の越谷をつくる)	1	
まちづくりの目標	育つ喜び、育てる喜びを大切にする	1	さまざまな表現があるが、権利を確保するためにどうすべきかについて集約することが必要。
	連帯や仲間、友達のすばらしさを感じて欲しい	1	
	情緒豊かな心を育てる	1	
	全ての児童の基本的な人権の尊重	1	
	親子の声が聞こえるまち	1	
	子どもが生き生き活動するまち	1	
	子どもが安心して生まれ、育つまち	1	
	地域で子育てを支え、見守るまち	1	
市民・地域の役割	ワークライフバランス(仕事と生活の調和がとれた状態)のまち	1	子育てを見守り、支援することがポイントとなる。
	市民は子どもが安全・健やかに成長し、適切な教育を受けられるよう協力し、社会生活を支援する義務を有する	1	
	子育てにやさしいまちづくりの責務を有する	1	
行政の役割	地域コミュニティは地域の子どもを守り、支援するものとする	1	子どもの権利の確保やまちづくりの目標、市民・地域の役割を実現化させる環境づくりが重要。
	市行政は子どもが健康で安全に育つ環境を整備する責務を有する	1	
	子どもの健康や各種の問題については、別途、市の条例や計画に定める	1	
	市は市民と連帯して、子育てを支援する責務をもつ	1	
	フリースクールを認める	1	
	市民による学童保育の促進	1	

13 コミュニティ - 地域コミュニティ

解説 (再掲)

協働によって地域コミュニティを育成する必要性を明記するとともに、地域住民の意識づくり、住民自治の仕組みづくり、体質改善など参加しやすい地域コミュニティづくりを進めることが、さまざまな地域課題の解決にも結びつくということを議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
協働	市民と行政と市議会がそれぞれ独立した考え方をもとに、まちづくりの意見を出し合い相互理解を深めながら、より良いまちづくり、「地域コミュニティづくり」のために協働する	1	地域コミュニティの育成について、地域住民の意識づくりや仕組み・体制づくりなどについて議論されているが、越谷の地域コミュニティの将来像について、もう少し議論を深めたい。
個人の意識づくり	自ら参加する地域社会	1	
	地域で子ども・高齢者を見守る、「あいさつ」をする	1	
	良好な隣人関係を作り、防災・防犯に努める	1	
	互いに助け合える関係に	1	
	地域の行事に参加しよう	1	
	地域にとけこむ心がけが大切	1	
	お互い様の気持ちで接する	1	
	声を掛け合い、情報を互いに知る	1	
	日々の生活に意識をもって前向きに地域住民が接する	1	
住民自治の仕組みづくり	地域の自立と自主的な地域コミュニティ活動の育成	1	
	地域コミュニティの育成による住民自治の推進	1	
	「地域コミュニティの範囲」は13地区でなく、5～6つに集約し、自立性を高める	1	
	13地区センターの協働センター化	1	
参加しやすい地域コミュニティ	町内会・自治会の体質改善で、住民のフォローアップや地域課題に迫れる組織にすべき	1	
	積極的に参加出来るような地域コミュニティの体制づくり	1	
地域課題の解決	助け合う場になりうる、という認識を持つ	1	
	高齢者のみの家庭や独居老人の孤独死をなくす地域社会のしくみづくり	1	
	地域コミュニティの協働の仕組みの再構築、独居老人に対する新たな地域支援などを進める	1	
	学童保育室を充実して子どもと高齢者のふれあいづくり	1	
	災害等の場合に助け合いのできるまちづくり	1	
	地域のコミュニティに生まれている新局面(PTCAのような)に期待する	1	
	特色ある地域農業を振興し、地球温暖化防止に寄与するとともに、自給率が向上するような地域づくりを進め、他の地域との共生を図る	1	
			自治基本条例によって直接的にさまざまな施策や事業を推進するものではないが、地域コミュニティが活発に活動することによってどのような課題解決が期待できるのかという道筋は議論しておく必要あり。

14 コミュニティ - 市民活動団体

解説 (再掲)

自治会などの「地域コミュニティ」とは異なる、「テーマコミュニティ」と呼ばれる地縁に縛られない市民活動団体については、協働のまちづくりの担い手として大きな期待が寄せられており、その活動への支援の必要性やネットワーク化、交流の重要性について議論しているほか、活動に関する相談窓口の必要性も検討しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
ネットワーク・交流・相談	問題解決型のコミュニティの育成	1	NPOなど、新たな公共と呼ばれるコミュニティについて、行政サービスの補完・強化や地域の経済活動の活性化といった側面にも注目しながら、さらに民間企業等との連携も視野に入れて議論したいと コミュニティ・ビジネスの可能性なども想定したい。
	地域で必要とされる人間関係のネットワークと多様なコミュニティの育成	1	
	ネットワークとコミュニティの育成	1	
	コミュニティ同士の横のつながり(情報共有、交流など)をもてる場づくりが必要	1	
	地域コミュニティとテーマコミュニティの協働を進める	1	
	各コミュニティが連携して、地域の問題に対応する	1	
	多様なコミュニティが交流し、協働する場所をつくる	1	
	文化を共有出来る場や空間の整備・確保	1	
	地域の問題を共有し、解決出来る場が必要	1	
	イベント等に参加し、地域住民相互の交流を深める	1	
下駄履きで行ける身近な窓口、市民が気軽に相談できる窓口が欲しい	1	1	

15 市議会 - 市議会の責務

解説(再掲)

市議会については、基本的に議会基本条例の制定を求めることを前提に、議会の基本的な役割や情報公開の必要性、多様な議会機能の強化について議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
基本的役割	議会基本条例の制定により詳細に位置づける	2	基本的な役割、責務については大きく議論が分かれることはないと考えられ、今後、議員との懇談会などを踏まえてさらに整理すべき。
	二元代表制という基本を重視	2	
	首長(市長)との競争と緊張関係を保ちつつ地方公共団体として意思を決定する	2	
	市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする	2	
	市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関である	2	
	積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献する	2	
	議会は住民の代表機関としての意思決定に責任を持つ	2	
情報公開	開かれた議会づくり	2	情報公開については、基本的には実行担保されているといえるが、市民に、より近い存在となるための、また、議会での議論を市民にわかりやすく伝えるための工夫や取り組みが十分とはいえない現状。個々の議員の取り組みによる市民との情報共有状況の違いもあり、議会としての新たな取り組みを促すことも求められる。具体的な手法については議会基本条例に委ねることも考えておく必要あり。
	議会及び議員活動に関する情報について市民に説明するよう努める	2	
	議会の情報を公開(委員会、議会の情報を公開する義務がある)	2	
	会議を公開し、情報を提供し、説明責任を果たす	2	
	地方議会はその活動を通じて様々な情報を収集しているが、これらの情報は住民が行政に参加し監視して行く上で公開される事が必要	2	
	情報公開と市民への積極的な情報提供	2	
	わかりやすい議会運営に努める	2	
議会の情報を市民にわかりやすく提供する	2		
議会機能等	自由な討議のできる議会	2	
	議会の機能を補強する制度・システムの構築	2	
	総合性/市全体を視野に入れた議論をすべき	2	
	議員の定数を減らして一人ひとりの動きが見やすい様に	2	
	定員削減の見直し	2	
	立法機関としての政策立案機能を高める	2	
	地域社会における多種多様な争点を政治課題として示し、政策としての優先順位を住民に示す	2	
	陳情について議会で調査・討論、審議を行うようにする	2	
	出前議会をもうける	2	
	平日以外の議会開催(傍聴しやすい日程に配慮)	2	
議員(議会)として行政運営を評価する(行政職員と癒着のない関係で)	2		

16 市議会 - 市会議員の責務

解説(再掲)

市会議員については、公正さ、市民の代表としての心構えのもとに、越谷市の現状・市民ニーズの把握、政策立案(起案)能力等の向上に努めながら、積極的にまちづくりの議論をリードしていくことが求められています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
市会議員の責務	議員として、いかなる不正や疑惑に与することなく公正な立場を堅持すること	2	市会議員の責務についても議員との懇談会を踏まえた整理が必要。
	市民全員の代表としての心構えが求められる	2	
	市のあり方、あるべき方向へ積極的な政策提言を行う責務がある	2	
	議員は市民の信託にこたえることを第一の責務とし、その基礎となる市民要求や実生活の把握に努めることが求められる	2	
	議員は市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策能力を高め、常に公益の実現に努めることが求められる	2	
	議会の議員はその職務として地域住民が求める事業について市民と協働で解決する事を義務と考え、政策起案指導力を高める努力をする必要がある	2	

17 市長 - 市長の代表性と権限

解説(再掲)

市長は執行権の長として広範な権限を有しており、市民の信託を受けて積極的にまちづくりをリードし、市民を元気にしてくれるイメージがもたれています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
代表性・イメージ	市長の権限・立場を市民の代表とする	2	市長の代表性や権限については、責務とセットになって記述されることが多く、次項目との統合も検討すべき。
	都市のイメージは市長の顔ではなく、市民の暮らしの実状にあると認識したい(市長の顔が都市のイメージとなってはいけない)	2	
	情熱的で市民を元気にしてくれる市長であって欲しい	3	
権限と責務	市長は執行権の長で、地方公共団体を代表する広範な権限を持ち、議会や行政の監視を十分に受け、公正で透明性の高い運営をしなければならない	2	

18 市長 - 市長の責務

解説(再掲)

市長の責務については、まちづくり全体にかかわる基本的な責務だけでなく、議会に対する責務や執行機関の長としての責務、市民に対する説明責任といった、幅広く、きめ細かな責務について議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
基本的な責務	水と緑と太陽の住みやすいまちを守り、育てる責務を負う	2	基本的な責務としては市民の信託に応えること、まちづくり全体に責任をもつこと、都市の自治発展を進めることがあげられており、意見を集約する必要がある。
	市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として、自治を実現するため公正かつ誠実に市政運営にあたらなければならない	2	
	市長には市民の信託に応えることを責務とし、実施状況の公開も併せて行う努力を求める	2	
	市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行にあたり、常に市民福祉の向上に努める	2	
	地方自治法にも明記されている住民の安全・福祉は市長の責務にかかわるとともに政治姿勢となる	2	
	自治基本条例を遵守する責務をもつ	2	
	団体自治・住民自治の確立	2	
	市長は与えられた権限を活用し、市民のために公正な政策を行うため最大限の努力を行う	2	
	憲法、法令、条例・規則及び国が批准した国際規約を守る義務を負い、社会的責任を果たす	2	
対議会	議会に対して説明責任を果たし、自治の確立を図る	2	二元代表制を支え、議会との政策論議に責任をもつことが明記される必要がある。
	市長の決定は多様で正確な資料に基づいて民主的な論議を経ること	2	
対執行機関	行政の長、責任者として、執行機関のリーダーシップを果たすべき	2	執行機関の長として、行財政運営に対する究極的・最終的な責務を明記する必要。
	執行機関の長としての責任から、行政運営を確認できるものとする(サービス、広報等を審査)	2	
	職員の能力の活用	2	
対市民・説明責任	開かれた市政を進める責務がある	2	市民への説明責任を果たすとともに、市民意向の把握に努めるべきであることを明記する必要。
	市民への説明責任(常時、市の考えを公開する)	2	
	市民の声を聴く(広聴)責任義務と回答する義務(情報公開)	2	
	市長と住民との直接対話	2	
	市民意見の積極的な把握と反映に努める	2	
	市民の為の公聴会(毎月1度位)を開催して市民の意見を積極的に拾い上げる	2	
	市長の考え(政策)の評価(項目ごとに市民から審査を受ける)	2	

19 総合振興計画 - 基本構想

解説(再掲)

総合振興計画 - 基本構想の策定に関する市民参加の必要性、長期的な見通し(財政も含めて)による政策推進の一貫性などについて議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
基本構想の策定	総合振興計画を策定し、推進する	3
	基本構想を策定する	3
	策定過程の段階別に市民の参加を得る	3
	長期的な財政の見通しと一体となった総合振興計画の策定が必要	3
	長期的な、一貫した政策を推進する	3

コンサル所感
自治基本条例前文等に理念的に明記される越谷市のまちづくりの考え方をベースに、基本構想の将来都市像を立案するものであるという位置づけを確認する必要がある。基本構想を制約するもの

20 総合振興計画 - 基本計画等

解説(再掲)

基本構想に基づく基本計画及び実施計画、各種の行政計画について、計画行政の推進と市民参加の視点から議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
基本計画	執行機関は基本構想に基づく基本計画の策定義務を負う	3
	基本計画に達成目標を明記する	3
	重要項目の決定と早期達成目標の明確化	3
	経年推移等わかりやすい分析結果の明示	3
実施計画	基本計画に基づく実施計画を策定し、事業を推進する	3
	事業の実施状況を適宜公表する	3

コンサル所感
基本計画だけでなく、他の部門別計画についても自治基本条例の理念(自治の基本原則)を踏まえた計画策定を進めるべきことを明記する必要がある。
財政運営との連動性について、職員との懇談会等を踏まえた議論が必要。

21 執行機関 - 運営原則

解説(再掲)

執行機関の運営原則(行政運営の原則)については、民主的な運営、公正性、透明性、効率性などの追求といった議論を行っています。また、市民サービスの向上や厳しい財政状況に配慮した「選択と集中」による重点的・緊急的な課題への取り組みを進めることを議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
基本原則	市行政の執行機関は市民の信託により市政を運営し良い市をつくらなければならない	1
	執行機関の民主的な運営の確立	2
	公正性、透明性、効率性	3
	行政運営の基本を定める	3
	総合的な計画の策定と調整	3
	横断的な業務の適切な実施	3
	費用対効果を重視する	3
市民サービス	効率的で的確、迅速な実施	3
	窓口利用しやすい環境づくり	3
選択と集中	時の緊急課題に全市的に取り組む(大地震・CO2・ウイルス等)	3

コンサル所感
どのような価値観で執行機関の運営を行うのか、行政組織の果たす基本的な役割とは何かを再確認し、職員の意見も取り入れながら議論を進めることが必要。

22 執行機関 - 組織

解説(再掲)

行政改革の方針を堅持しながら、さらに組織機構の改革や人材育成・適正配置、業務改革に取り組むべきだという議論を行っています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
組織編成	行政組織の見直しスリム化	2
	社会情勢への柔軟な対応を可能にする	3
	簡素でわかりやすい組織編成	3
人事	人材を育成し、政策能力を高める	2
	開かれた(人事)評価体系と人材活用	3
	能力向上と適正な人員配置	2・3
業務改革	部門に跨がる業務課題への対処	3
	業務改善運動の実施	3
その他	行政機構を監視できる組織を検討	2
	行政委員会、行政特別職の公選・公募化	2

コンサル所感
組織機構の改革、人材の能力開発と適正配置、業務の改革等について行政改革大綱など、既定の方針を確認するとともに、記述の整理・集約化を図る必要がある。
実現性、必要性についてさらに議論が必要。

23 執行機関 - 説明責任・情報公開

解説（再掲）

各項目でも度々ふれられている説明責任と情報公開について、特に執行機関の有する膨大な情報を有効かつ効率的に、そしてわかりやすく市民に伝えることが求められています。また、個人情報などの情報管理、データ漏洩に対するセキュリティの確保、苦情処理の仕組みづくりなどについても議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
情報公開・説明責任	情報公開は市民が参政権を効果的に行使していく上で不可欠のものであり、市民の知る権利を実質的に保障する、また、行政の説明責任は住民の権利義務の救済につながる	2	執行機関の説明責任、情報公開の責務を明確にするとともに、わかりやすさや適時性などに配慮すべきことを集約して表現することが必要。
	行政運営過程での透明性を高め、行政との信頼関係を構築していく事が重要であり、その中で民主的な行政を実現するため、情報公開制度を充実する	2	
	執行機関は政策の立案、決定、実施、評価の各過程において説明責任を果たす責務がある	2	
	シンプルで分かりやすく	3	
	政策形成に必要な情報の公開	3	
	積極的に情報を提供する義務	3	
	委託・補助・出資等、一定の支援団体の業務・財務状況の公開	3	
	適時適切に情報を提供する	3	
	最適な情報媒体や提供方法	3	
	市民と議会・行政との情報共有	3	
公正の確保と透明性の向上	3		
情報管理・セキュリティの確保	個人情報の保護	3	個人情報への配慮、セキュリティについても位置づけることは大切。
	情報漏洩防止と対策	3	
市民ニーズへの対応	市民の情報公開請求権の保護	3	個別事項については情報公開条例などで明記することも検討が必要。
	市民の要望への迅速な対応	3	
	陳情の採択実現性と不採択理由等の開示	3	
苦情処理等	行政と市民協働のオンブズ機構の設置	2	苦情処理について、どのような仕組みを想定するか議論を深めることが必要。関連条例の確認も必要。
	広報・広聴・苦情処理の仕組みの再構築	2	
	外部機関として独立し、苦情等について市長に勧告する	3	
	市民の意見・要望への適切で迅速な対応と必要な措置	3	

24 執行機関 - 市民参画・協働

解説（再掲）

執行機関の責務として、市民参画機会の確保に努めるとともに、NPOなどの市民活動団体との協働によるまちづくり活動の展開を積極的に進めることについて議論しています。このほか、地域コミュニティの育成にあわせた住民自治の新しい仕組みについても議論が及んでいます。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
市民参画機会の確保	市の執行機関は多様な方法で市民参加と協働の場を設定する	2	執行機関として、市民参画機会の確保、充実が重要な責務であることを明記する必要。 新たな公共と行政の協働のあり方について、執行機関にとってのパートナーとしての位置づけを明記するとともに、コミュニティの項での議論と同様に将来的な期待や可能性についても展望しておくことが必要。 また、地域コミュニティのあり方をシステム面から検討することも必要。
	市民活動を推進する	3	
	主要計画策定への参画手続きの整備	3	
	主要計画の進行管理への参画手続きの整備	3	
	主要計画の評価実施と参画手続きの整備	3	
	策定、進行、評価への当事者(団体)の参画(努力規定)	3	
	市民による計画の策定・評価	3	
	個別意見の提出権の確保	3	
	意見交換会の実施	3	
	審議会などの公募の推進	3	
市民活動団体との協働の促進	協働の仕組みとルールづくり	3	
	関係団体との協議・調整の場	3	
	市民活動団体の市業務への参入機会の確保	3	
	先駆的な事業提案の受け入れ	3	
	協働による事業提案と実施	3	
	自主性、自立性を尊重する	3	
	市民活動の尊重と支援	3	
	活動の担い手への財政支援	3	
	行政に提言できる住民組織	3	
	文化や芸術における施設利用や活動の支援	3	
啓発活動と人材の発掘支援	3		
住民自治の支援	住民自治システムの構築	3	

25 執行機関 - 行政評価

解説（再掲）

執行機関内部による事務事業評価、外部評価による施策・政策評価の必要性について議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
内部評価	業務効率化のための内部チェック体制	3
	進行管理と公表	3
	自立的な改善の実施	3
外部評価	行政から独立した評価機構を新設する	2
	外部チェック委員制度と改善勧告並びに公表	3
	市民による評価と制度化	3

コンサル所感
行政評価については、今後も引き続き手法の検討、システムの改善を進めていくことが必要であり、外部評価についても必要性を総論的に明記することは必要。

26 執行機関 - 行政手続

解説（再掲）

行政手続については、期限等の基準の明確化と事務処理の適正な実施が必要であるという意見があります。意見公募手続（パブリックコメント）については、その充実を図る必要性について議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
行政手続	行政手続の基準の明確化と適正実施	3
意見公募手続 (パブリックコメント)	議会提案の前にパブリックコメントを求めて欲しい	1
	パブリックコメントを増やす	1
	パブリックコメントの実施と意見の反映	3

コンサル所感
行政手続の問題点の掘り下げを職員の見解を踏まえて行う必要がある。

27 執行機関 - 危機管理

解説(再掲)

市民の生命・財産を守るため、防災・地域安全対策への取り組みの重要性を明記し、関連計画や事業に繋げていきます。また、緊急事態への対応力を高めるとともに地域との連携体制の確保について明記することを議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
防災・地域安全	市民の生命、財産の安全性向上	3	地域防災計画を基本とした防災対策、災害に強いまちづくりへの取り組みを協働のもとに展開することを明記することが必要。 また、地域安全(防犯)についても市民との連携について明記する必要がある。
	危機管理のための各種計画の策定と公開	3	
	地域防災計画及びマニュアル策定と自主防災組織への支援	3	
	災害時要支援者(障害者など)への配慮	3	
	危険地域の予測・指定と対策	3	
	避難場所の安全確認	3	
	公共的建築物の倒壊防止	3	
	大規模避難施設の確保	3	
	防災意識の啓発	3	
	地域安全パトロールの強化	3	
	各地域団体への協力要請	3	
	防犯意識の啓発	3	
緊急事態	緊急連絡体制の整備	2	国民保護計画に基づく危機管理体制の確立について議論を深める必要がある。
	緊急事態への迅速な対応体制の整備	3	
	社会秩序の維持	3	
	協力と連携で備える体制づくり	3	
	市民意見の聴取による協働対策の実施	3	

28 執行機関 - 委託・委任

解説(再掲)

入札や外部委託についての考え方を議論していますが、適正で市民活動の活性化にも寄与する委託・委任のあり方について検討しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
入札・委託	価格以外の価値も考慮する(委託決定に際しての総合評価制度)	3	委託や委任についての実態を踏まえた議論が必要であり、職員との懇談会を踏まえて議論を深めることが必要。
	委託先における適正な人件費の確保促進(委託先雇用環境の向上促進)	3	
	入札条件の公平化	3	
	NPO入札への不利益排除(入札参入の促進)	3	

29 執行機関 - 連携・協力

解説（再掲）

国・県との対等な協力関係について明らかにするとともに、各都市が抱える共通課題を共に解決するための連携・協力関係について議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
国・県、他市町村との連携・協力	共通課題解決に向けて連携協力する	3

コンサル所感
自治の基本原則 - 対等及び協力の原則でもふれており、項目統合の検討が必要。

30 市職員 - 市職員の責務

解説（再掲）

市職員については、資質の向上、職員倫理、公益の損失防止といった視点から議論しています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会
市職員の資質	自覚と責任を果たせる実力	3
	職務の履行に必要な能力の向上	3
	明るく親切的な対応をする	3
	職員の倫理の徹底を図る	3
	不正発見時への適切な対応	3
公益通報	公益損失防止の為に制度創設	3
	職員の公益通報の不利益防止	3

コンサル所感
職場環境の問題点、協働のまちづくりを進めるにあたっての基礎条件の整備などの視点からの議論を深めることが必要。 負の面だけでなく、いきいきとした行政マンの育成について懇談会などを踏まえて付加したい。

31 財政運営 - 健全性の維持と情報公開

解説 (再掲)

財政運営については、長期的な展望のもとで財政計画をたてながら健全財政の維持を図ることの必要性が議論されており、財政状況を市民にわかりやすく公表することも求められています。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
財政計画	財政計画を明確化する	3	総合振興計画との連動性の担保について必要性を検討すべき。
	財源の確保	3	
	長期的展望で健全性を確保	3	財政分析の手法について、新たな取り組みを期待したい。また、国・県に期待する事項も整理しておきたい。
	市債残高の適正化	3	
健全財政の維持	予算編成を段階的にオープンにする	3	
	執行状況をわかりやすく説明	3	
	予備費の適正な管理	3	
	効率的で効果的な運営を図る	3	
	財産の適正な管理	3	
財政状況の公開	市会計の透明性の向上	2	
	財政状況をわかりやすく公表	3	
	出資法人の財政状況を把握し、適切な対策を行う	3	

32 住民投票 - 発議・請求と結果の尊重

解説 (再掲)

住民投票については、結果が市長・議会の大きな判断材料となる「諮問型」であり、事案ごとに条例を別途定める「非常設型」として議論が進んでいます。住民投票制度の硬直化を懸念した結果であるといえます。

検討ポイント	骨子意見	提案部会	コンサル所感
諮問型	市長・執行機関、議会は結果を尊重する	1	別途、事案ごとに条例を設けて住民投票を行うこととしているが、発議・請求方法で越谷らしさを検討することも必要。
非常設型	その都度別条例で詳細を定める	1	
投票資格	その都度別条例で投票資格の詳細を定める(必ずしも未成年、外国人登録者を排除しない)	1	
発議・請求	市長・条例の提案	1	
	議会(12分の1)以上で条例の提案	1	
	市民(有権者の50分の1)以上で市長に請求、市長はこれを尊重し、条例を提案	1	
結果の尊重	住民投票結果を尊重する義務がある	3	